

# 平成23年度埼玉青少年の意識と行動調査仕様書 (郵送配布・訪問回収)

## 1 調査目的

本県における青少年の生活実態や価値観等を把握し、青少年に関する総合的施策樹立のための基礎資料を得るとともに、調査結果を広く県民に紹介し、青少年健全育成に対する理解と協力を得るために実施する。

## 2 調査実施時期

平成23年7月の約2週間（予定）

## 3 委託業務の内容

### (1) 調査票案設計補助

#### ア 調査の項目

調査の項目は、青少年の意識や行動に関するもので、小学校高学年及び中学校に在籍する青少年50問程度並びにその保護者35問程度並びに中学校を卒業した青少年60問程度とする。

#### イ 委託者への協力

受託者は、委託者より調査の項目、質問項目、質問内容についての助言を求められたときは、これに応じるものとする。

### (2) 標本抽出

#### ア 母集団及び標本数

##### ① 小学校高学年及び中学校に在籍する青少年

平成23年4月1日現在で満10歳～14歳までの県内在住の男女とその保護者を1組とし、合計で1,200標本とする。

##### ② 中学校を卒業した青少年

平成23年4月1日現在で満15歳～30歳までの県内在住の男女とし、合計で1,200標本とする。

#### イ 抽出方法

住民基本台帳に基づいた層化二段無作為抽出法とする。

#### ウ 調査地点の抽出

埼玉県を委託者が指定する次の3ゾーン10地域に区分し、各地域における人口（埼玉県発行「埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告」に基づく平成23年1月1日現在の推定数）により、60地点を比例配分する。

さらに、各地域ごとに配分された地点数を無作為に設置する。

受託者は、調査地点が決定した場合は、速やかに地点一覧表を委託者に提出する。

地 域	該 当 市 町 村 名	
南 部	南 部	川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市
	南 西 部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
	東 部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
	さいたま	さいたま市
圏 央 道	県 央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
	川越比企	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
	西 部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
	利 根	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、杉戸町
県 北	北 部	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
	秩 父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

#### エ 調査対象者の抽出

調査対象者は、アに定める調査対象ごとに、調査抽出地点の該当する住民基本台帳により、アに定める母集団に該当する者からそれぞれ1地点で20標本を抽出する。抽出する。

受託者は、調査対象者抽出後、速やかに男女別・年齢別とした1,200標本の内訳及びその構成比を記載した文書を作成し、委託者に提出する。

住民基本台帳の閲覧手数料等が必要な場合は、受託者の負担とする。

#### (3) 調査票印刷

##### ア 調査票（原稿）の事前提出

受託者は、調査票の印刷開始前にその原稿を委託者に提出し承認を得るものとする。

##### イ 調査票の規格

A4版の両面印刷とする。

#### (4) 調査の実施

- ・ 郵送配布・訪問回収とする。
- ・ 調査票の回収目標は75%以上とする。
- ・ 調査票の配布、回収に要する経費受託者が負担する。

#### (5) 調査結果の集計分析

受託者は、委託者の了解を得た手法により、調査結果の集計分析を行うこととする。

#### (6) 報告書の作成

##### ア 報告書の作成部数

1,000部（A4版、250頁程度）とする。

##### イ 報告書のコンパクトディスク提出

受託者は、報告書の内容をワード形式（Win）で、調査の基データ及び集計データをエクセル形式（Win）で保存したコンパクトディスクを2組提出する。

##### ウ 報告書及びコンパクトディスクの納付期限

納付期限は、平成23年10月31日（月）とする。

### 4 その他

#### (1) 事前協議

受託者は、調査地点及び分析手法の決定に当たっては、委託者に事前に協議し、その了承を得るものとする。

#### (2) その他定めのない事項

契約書及びこの仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、委託者及び受託者双方が協議してその都度定めるものとする。

#### (3) 契約の解除

委託者は、受託者に本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を命じ、あるいは、契約の解除等をなすことができるものとする。